

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名 (市町村コード)	福島県郡山市 (07203)
地域名 (地域内農業集落名)	三穂田地区 (川田、富岡、下守屋、鍋山、駒屋、野田、八幡、大谷、山口、膳部、芦ノ口、塩ノ原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第4回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

三穂田地区は、農業者の平均年齢66.9歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

また、農業所得が減少しており地域農業の将来について不安な声が多く、近年離農者も増えており、地区内において空家も増加傾向にあるため、空家活用等も含めた就農支援を地域としても検討していきたい。

- ・地域内の若手農業者(担い手)の割合が低くなっており、また、一つの圃場面積が小さいところもあることから、一人当たりの農作業負担が増加傾向にあるため、将来的に、現状の面積を維持するためには人手が足りない。
- ・近年の現状としては、多品目にわたる施設野菜栽培等が盛んであり、直売所への出荷をしている農家が増加傾向にある。
- ・近年多発している災害や、気候変動による農業生産への影響が大きくなっている。
- ・遊休農地を解消したいが、条件不利地は借り手がおらず、併せて鳥獣被害(クマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、シカ、ミンク、ニホンカモシカ等)が増加している。
- ・畑地化を図りたいが、地域内での指導者不足もあり進めにくい状態である。

【地域の基礎的データ】

農業者:407人(うち50歳代以下55人) ※農林業センサス2020より

団体経営体(法人・集落営農組織等) 14経営体

主な作物:水稻、野菜(ニラ、キュウリ、トマト)

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

地域としては、遊休農地の解消と併せて、有害鳥獣対策（電気柵の設置や放置果樹園等の対策）に取り組んでいき、また、多面的機能支払組織の活動を継続していくことで、農道や用排水路等の維持管理を行い、担い手が効率的な農作業を行っていただける環境を整えていき、地区外からの入作農家、農地所有者等に声かけをおこない参加を促していく。

有害鳥獣対策の現状としては、山沿いにおいて電気柵の設置をしたところがあるが未対応エリアもあるので、被害を軽減できるよう引き続き対策を進めていく。なお、現在、小型動物（ハクビシン、テン、アナグマ等）の被害が増加傾向にあることを把握しており、行政や猟友会等と連携を今まで以上に図っていきたい。

三穂田地区内の農業生産性の向上を図ることについては、機械の共同利用などによる低コスト化、転作作物の導入による経営の複合化等に取組む。

また、地域内で集約・集積を図っていくため、共同利用できるライスセンター等の大型施設の建設を含めた対策を地域で検討していきたい。

地区内において空家が増加傾向にあるため、空家活用等も含めた就農支援を地域としても検討していきたい。

(富岡)

- ・多面的機能支払制度等を活用しながら、農地所有者を含めた地域全体の取組みとして掘払い等を継続して行っていく。
- ・効率よく農作業できる環境づくりのために、担い手へ農作業を任せられる体制作りを図る。

(駒屋)

- ・効率よく農作業できる環境づくりのために、担い手へ農作業を任せられる体制作りを図る。

(山口)

- ・野菜等の複合化の取組みを強化し、経営の安定化と地域農業の活性化を図る。

(野田)

- ・きゅうり、ニラ等の施設野菜栽培に取り組んでいるが、今後新たな作物栽培に取り組むとともに畜産業を継続し、水稻との複合経営化を進めていく。

(八幡)

- ・集落内での農業者も少なく、他地区からの入作の方や新規就農者の迎え入れなどの担い手確保の対策について、地域内で持続可能な農業経営の形を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,426 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,426 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。 また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組みを検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていただける環境を整えていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。 また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦既存の中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払制度の組織による活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理を行い、効率的に農作業が行えるよう地域全体で農地を守っていく。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。